

「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」の一部改正について

平成27年4月3日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

- 火力発電設備のボイラー及びタービン等については、運転時の高温高圧蒸気による損傷、腐食等による材料の劣化等に起因する事故を防止するため、電気事業法第55条に基づき、開放点検等を伴う定期的な検査（定期事業者検査）を義務づけている。
- ただし、使用頻度がそれほど高くなく経年劣化が進まないと考えられる設備については、電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号において、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下単に「産業保安監督部長」という。）の承認を受け、検査時期の延長を認めている。
- 産業保安監督部長の承認の基準については、「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20120919商局第66号。以下「内規」という。）」において、ボイラー及び大型ガスタービン（出力1万kW以上）または、蒸気タービンについては、制限期間内の検査時期の繰り返しの延長を認めているが、小型ガスタービン（出力1万kW未満）については、延長期間の限度として6年間という上限を付している。
- この上限は、本内規に規定された当時（平成7年）に想定した使用状況を踏まえて設定したものであるが、使用頻度が極めて低く稼働時間も短い設備を前提に設定したものではなかった。
- したがって、使用頻度が極めて低く稼働時間も短い設備の場合は、定期事業者検査の検査時期の延長期間に上限を付す理由は乏しく、上限年数を撤廃して差し支えないとの結論を、平成26年12月22日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会で得たことから、同内規を改正することとした。
- なお、定期事業者検査の検査時期の延長承認にあたって従来実施していた産業保安監督部長による電気工作物の健全性評価（設備使用状況に応じた検査時期変更の適用可能性評価）については引き続き実施し、保安水準の低下を防止する。

2. 改正内容

- 新旧対照表のとおり。
※改正にあわせ、形式的修正も行う。

以上

参考：参照条文

○電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）（抄）

（定期安全管理検査）

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2～6 （略）

○電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）（抄）

（定期安全管理検査）

第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

一～四 （略）

五 ガスタービン（出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であつて、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

六～八 （略）

○火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（平成24年9月19日付け20120919商局第66号）（抄）

1. 審査基準

電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定による承認は次に定めるところにより行う。

(1)・(2) （略）

(3) 小型ガスタービン（炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。）

次のイからホまでのいずれかに該当するものにあつては、それぞれに掲げる時期又は前回の定期事業者検査後6年を経過する時期のいずれか早い時期を限度として、検査の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大3年とする。

イ. 年間運転時間を6,000時間超とし、かつ、分解点検までの運転時間を30,000時間以上として設計、製作されているものであつて、前回の定期事業者検査以降の年間運転時間が2,000時間以下のものにあつては、前回の定期事業者検査以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は定期事業者検査の延長後の年間運転時間が2,000時間になると見込まれるいずれか早い時期。

ロ. 年間運転時間を6,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を30,000時間以上として設計、製作されているものであつて、前回の定期事業者検査以降の年間運転時間が1,500時間以下のものにあつては、前回

の定期事業者検査以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は定期事業者検査の延長後の年間運転時間が1,500時間になると見込まれるいずれか早い時期。

- ハ. 年間運転時間を500時間を超え2,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の定期事業者検査以降の年間運転時間が500時間以下のものにあつては、前回の定期事業者検査以降の起動回数が1,000回に、又は定期事業者検査の延長後の年間運転時間が500時間になると見込まれるいずれか早い時期。
- ニ. 年間運転時間を500時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであつて、前回の定期事業者検査以降の年間運転時間が150時間以下のものにあつては、前回の定期事業者検査以降の起動回数が1,000回に、又は定期事業者検査の延長後の年間運転時間が150時間になると見込まれる時期。
- ホ. 年間運転時間を100時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を500時間以上として設計、製作されているものであつて、前回の定期事業者検査以降の年間運転時間が100時間以下のものにあつては、前回の定期事業者検査以降の起動回数が1,000回に、又は定期事業者検査の延長後の年間運転時間が100時間になると見込まれる時期。